

1-5 分野別の方針

分野別の基本方針は、都市づくりの目標や将来都市構造を踏まえた町全体に関する方針であり、都市計画に係る基本的な指針として今後のまちづくりに反映されるものです。

1. 土地利用

(1) 基本方針

本町の土地利用は、東西方向に東毛広域幹線道路（国道354号バイパス）及び国道354号（日光例幣使道）と、南北方向に主要地方道藤岡大胡線沿いに形成される連続的な市街地と周辺の農地、利根川・烏川の河川緑地により構成されています。

本町では、隣接する前橋市、高崎市、伊勢崎市といった県内の主要都市の住宅需要の受け皿として、これまでは年々人口が増加し、さらに工業団地の進出が図られてきました。このため、平成3年の線引き（市街化区域と市街化調整区域に分けること）を契機として、市街化区域よりも市街化調整区域において数多くのかげこみ農地転用が行われ、農地の宅地化が進み、土地利用の混在や無秩序に形成された住宅地がみられます。

近年は、本町においても転入人口が減少した影響により、人口は増加傾向から横ばいとなっています。このため、拠点となる地域を中心として、時代の転換期にふさわしい持続可能な土地利用に誘導するとともに、自動車に過度に依存しないで歩いて暮らせる都市構造への転換などが課題となっています。また、市街地周辺の農地や河川をはじめとする優良な自然環境は、住民にやすらぎをもたらす空間として、今後も維持・保全していく必要があります。

さらに、東毛広域幹線道路（国道354号バイパス）の整備、関越自動車道の（仮称）高崎・玉村スマートICの開設による新たな広域交通基盤を活かした土地利用を検討することが必要になっています。

こうした状況を踏まえ、本町の土地利用については、人口減少などの社会経済情勢の変化への対応とともに、新たな広域交通基盤や限られた土地資源を有効に活用し、拠点となる地域の賑わいや活力の創出を図ります。また、地域の特性に応じた適正な土地利用の誘導を図り、誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりを目指します。

〔基本方針〕

まちの賑わいを生み、人や環境にやさしい都市構造への転換と地域の特性を活かした土地利用の推進

〔施策の方針〕

- ① 都市の賑わいと活力を創出する都市づくりを進めます
- ② 地域特性に応じた日常生活圏の土地利用の促進を図ります
- ③ 社会経済情勢やニーズに応じた土地利用への対応を図ります
- ④ 自然・レクリエーション資源の保全・活用を図ります

(2) 施策の方針

① 都市の賑わいと活力を創出する都市づくりを進めます

施策の方向1：各拠点への都市機能集約

○都市交流拠点

- ・ 役場周辺の公共施設や商業施設が集積する地域については、本町の顔としての中心的な機能を担う地区として、都市機能のさらなる集積や必要な都市施設整備による魅力の向上を図るとともに、商業の活性化や居住を促進し、玉村文化センター周辺の交流レクリエーション拠点と一体となった賑わいのある魅力的な中心拠点の創出に努めます。



玉村町役場

○地域拠点

- ・ 上福島地区については、利根川北側の地域拠点として、日常生活圏の利便性を支える生活サービスや都市交流拠点を補完する都市機能の集積を図るとともに、より利用しやすい生活環境づくりに努めます。



北部公園

○産業拠点

- ・ 東部工業団地と北部工業団地については、操業環境の向上や産業の高度化を進めるとともに、雇用を促進して地域の活性化を促進するため、さらなる工業の誘致を図り、工業需要の規模に合った土地利用を誘導します。



東部工業団地

○産業構想拠点

- ・ (仮称)高崎・玉村スマート IC 周辺地区については、首都圏や新潟県・長野県方面からの観光やレジャー、産業情報等の集積する本町のあらたな玄関口として、道の駅などによる地場産の直売所や集客力の高い商業施設の立地を促進する商業系土地利用を検討するとともに、周辺の自然環境との調和に努めます。
- ・ 利根川の北部にある上福島の前橋市との隣接地については、北関東自動車道前橋南ICとの広域交通の利便性を踏まえた今後の開発需要に応じ、流通系を中心とする新たな産業系土地利用を検討します。



(仮称)高崎・玉村スマート IC 周辺地区

○交流レクリエーション拠点

- ・ 玉村町文化センター、群馬県立女子大学、玉村町 B&G 海洋センター周辺地区については、本町の文化、教育、健康活動などの多彩な交流レクリエーション機能の中核を担う地区として、交流機能の充実を図るとともに、より利用しやすい環境づくりに努めます。

施策の方向2：広域連携軸・都市間連絡軸の強化

○広域連携軸

- ・都市交流拠点や産業拠点の賑わいや交流、さらなる都市機能集積を促進するとともに、周辺都市や地域間の多様な連携を創出するため、本町の中心部を東西に走る東毛広域幹線道路（国道354号バイパス）沿道の適正な土地利用を誘導します。



東毛広域幹線道路
（国道354号バイパス）

○都市間連絡軸

- ・地域間や各拠点間との連携を強化し、快適な移動環境の確保するため、国道354号（日光例幣使道）、主要地方道藤岡大胡線、主要地方道前橋玉村線等の沿線について、地域特性に応じた適正な土地利用を誘導します。



国道354号（日光例幣使道）

施策の方向3：歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり

- ・歩行者・自転車空間の充実、バスの利便性向上やバリアフリー化の促進を図り、歩いて暮らせるまちづくりを推進します。また、地域の特性や役割に応じて商業業務および居住などの必要な都市機能の誘導や居住環境の向上に努めるとともに、都市交流拠点や地域拠点への公共公益機能の集積を図り、利便性の高いコンパクトなまちの創出を図ります。



歩行者・自転車空間の充実

② 地域特性に応じた日常生活圏の土地利用の促進を図ります

施策の方向4：市街地内の未整備地区の土地利用促進（構想市街地を含む）

- ・市街化区域内や構想市街地については、低・未利用地の都市的活用に努めるとともに、地区計画などによるまちづくりのルールづくりや面整備によるまちづくりを進め、居住環境や防災性の向上に努めます。

施策の方向5：協働による地域のまちづくり体制づくり

- ・住民の多様なニーズを踏まえて、地域の資源や個性を活かしたまちづくりを推進するため、住民等との協働によるまちづくりの体制づくりや支援策の充実を図ります。

③ 社会経済情勢やニーズに応じた土地利用への対応を図ります

施策の方向6：適正な土地利用の誘導

～ 市街化区域 ～

○住宅地

- ・生活道路をはじめとする生活基盤の改善や緑化を推進し、戸建てを中心とする質の高いゆとりある住宅地の創出を誘導します。
- ・都市交流拠点や幹線道路の沿道を中心に、小家族世帯や高齢者世帯などの様々な住宅需要に対応できる住宅地として、集合住宅地の供給を誘導し、土地の高度利用を図ります。

○商業業務地

- ・本町の中心を担う都市交流拠点では、商業・業務施設やサービス施設等の集積を図るとともに、土地の高度利用を進め、多様な交流と賑わいのあふれるまちづくりを進めます。

○工業地

- ・大規模な工場が立地する東部工業団地及び北部工業団地とその周辺地域では、周辺環境への配慮と操業環境の向上に引き続き努めるとともに、東毛広域幹線道路（国道354号バイパス）の整備による周辺工業団地との交流・連携による関連産業や研究開発など、地域経済への波及効果の高い産業を誘導するなど、産業の高度化を促進します。
- ・福島地区にある既存の工業地については、周辺地域の商業施設の集積に合わせて商業系用途への見直しを検討します。

～ 沿道サービス地 ～

- ・東毛広域幹線道路（国道354号バイパス）の沿道を中心として、買回り品を中心とした集客力の高い商業施設の立地を促進し、住民サービスの向上とともに交流人口を増加させ、広域連携軸の機能強化を図ります。
- ・国道354号（日光例幣使道）の沿道は、既存商店と日光例幣使道としての旧街道の趣きのあるまち並みの創出により、既存商店街と一体となった風情ある都市間連絡軸の形成を図ります。
- ・上福島地区や役場周辺の主要地方道藤岡大胡線等の沿道については、都市交流拠点や地域拠点にふさわしい買い物や交流機能の充実を図るため、商業・業務系沿道サービス施設の立地誘導に向けた商業系用途への見直しを検討していきます。また、同線の上之手地区の既存商業施設や飲食施設、サービス施設等の沿道商業・業務施設の集積を活かし、商業機能のさらなる充実をつうじて、都市間連絡軸の強化を図ります。



旧街道の趣きのあるまち並み
国道354号（日光例幣使道）



主要地方道藤岡大胡線沿道の商業施設

～ 構想市街地 ～

○住宅系構想市街地（既成市街地）

- ・上之手・下新田・上新田・福島地区の市街化区域並みに住宅が集積している地域は、国道 354 号（日光例幣使道）の北側の既成市街地と一体となった本町の中心市街地を担う地区として、都市計画道路や公園等の整備による居住環境の向上を推進し、地域住民との合意形成を図った上で市街化区域への編入を検討します。
- ・東西の主要地方道高崎伊勢崎線の北側にある齊田地区については、既成市街地と一体となった本町の居住機能を担う地区として、生活基盤施設の整備などを推進し、地域住民との合意形成を図った上で市街化区域への編入を検討します。
- ・また、地区計画などによるまちづくり手法により、低・未利用地の活用や狭あい道路の解消を促進し、安全で快適な居住環境の形成を図ります。

○住宅系構想市街地（新市街地）

- ・本町の周辺都市における大規模な工業団地開発や大型商業施設の整備の進展とともに、これまで以上に、本町の立地特性から周辺都市における住宅需要の大きな受け皿としての対応を図ることが求められています。このため、東毛広域幹線道路（国道 354 号バイパス）南側の下新田地区、文化センター南側の福島地区については、低層の戸建ての住宅地を基本とする土地利用誘導に向けて、面整備によるまちづくり手法を検討し、定住人口の増加を図るため、市街化区域への編入を検討します。

○工業系構想市街地（既成市街地）

- ・東部工業団地の北東部地区については、工業系市街地に準じた土地利用がなされていることから、適正な用途地域の指定により、操業環境の向上と周辺環境への配慮に努めるとともに市街化区域への編入を検討します。

○工業系構想市街地（新市街地）

- ・本町の産業拠点を強化する東部工業団地と北部工業団地の周辺地区、北関東自動車道前橋南 IC に近接する上福島地区、高崎市に隣接する（仮称）高崎・玉村スマート IC 北部の板井地区については、今後の需要動向や地元の意向を踏まえ、一団のまとまりある産業系土地利用を誘導するとともに周辺農地との調和に配慮した緑豊かな空間形成を促進し、市街化区域への編入を検討します。

～ 市街化調整区域 ～

- ・市街化調整区域内については、自然や農地、集落地の保全を基本とし、市街化を抑制します。
- ・既存集落地において居住環境及び地域コミュニティの維持・向上を図る必要がある地区については、地区計画などによる周辺環境に配慮した計画的な土地利用を検討します。
- ・幹線道路沿道やスマート IC 周辺など産業立地のポテンシャルの高い地区については、周辺環境との調和に配慮しながら土地の有効利用に向けた産業の立地誘導を検討します。

施策の方向7：社会経済情勢の変化等に応じたコンパクトな都市構造への転換

- ・持続可能な都市づくりへ向けて、コンパクトな都市構造への転換や周辺都市との交流・連携を促進するため、都市交流拠点や地域拠点、沿道サービス地への商業・業務系土地利用とともに、住宅市街地周辺への居住機能の適正な誘導を図ります。また、現状の土地利用の維持・改善に努めるとともに、適地への産業誘導など、工業系土地利用の促進に努めます。

④ 自然・レクリエーション資源の保全・活用を図ります

施策の方向8：優良な農業生産環境の整備・保全

- ・市街地の後背に位置する農地・集落地については、保全に努めるとともに、さらなる農業生産基盤の整備を進めます。

施策の方向9：優良な自然環境の保全と活用

- ・河川緑地や水辺などの自然環境は、まちの魅力とやすらぎを生み出す空間として、引き続き保全を図るとともに、身近に自然と触れあえる環境づくりに努めます。

施策の方向10：レクリエーション資源等を活用した地域振興

- ・本町が有する多様なレクリエーション資源等については、関係機関との連携・人材育成・PR等による利用促進策を推進し、地域の活性化や交流の促進を図ります。



本町の南部を流れる鳥川



群馬県立女子大学



B&G 海洋センター



文化センター



総合運動公園



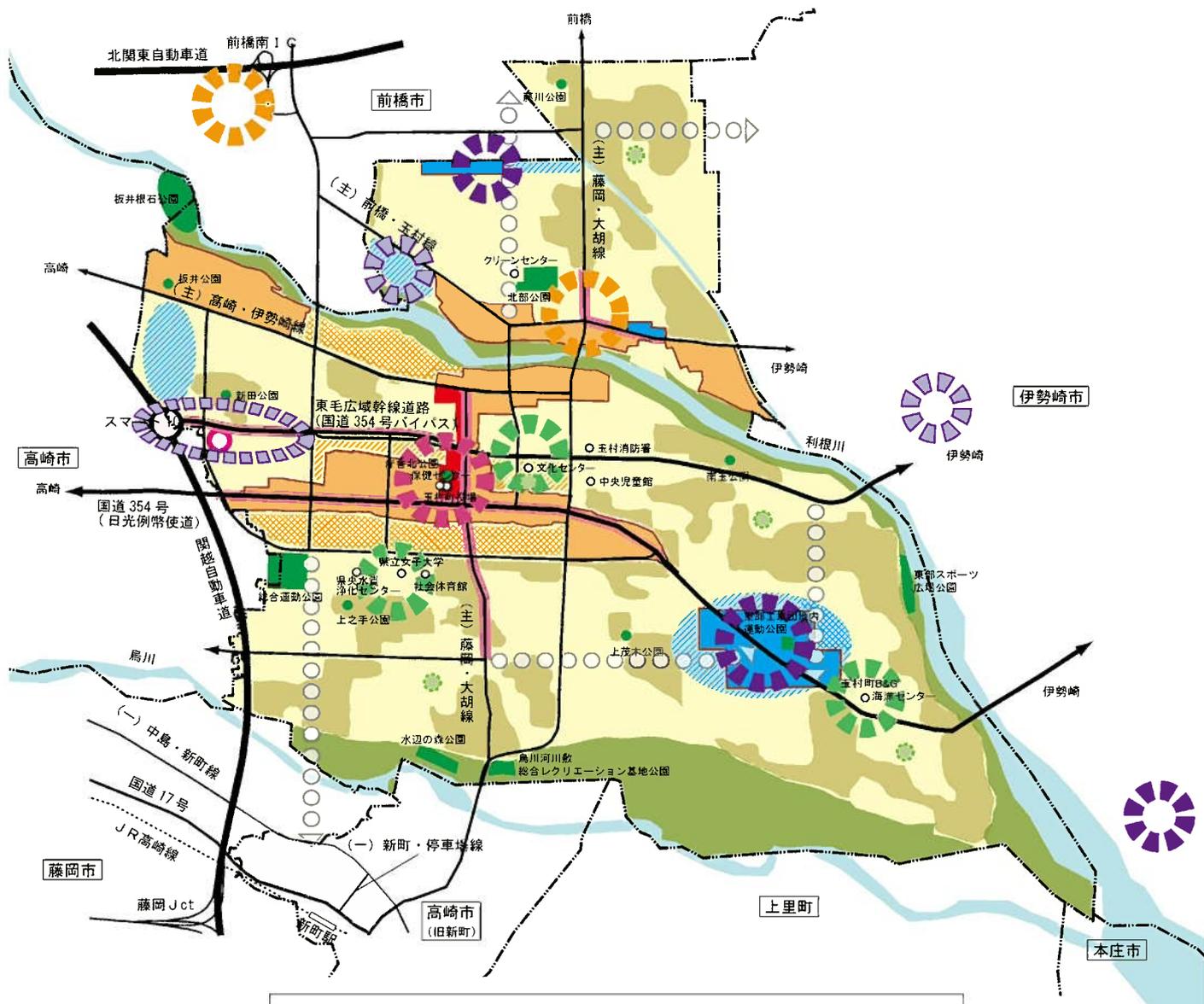
北部公園

【新たな都市づくりを牽引する主要な目指すべき土地利用の方向性】

地区名	目指すべき土地利用の方向性
東毛広域幹線道路 (国道354号バイパス)	<p>高崎駅を起点に本町を東西に經由して板倉町まで計画されており、関越自動車道、上武道路(国道17号)等の主要な幹線道路と連絡する県央地域の重要な広域交通として、平成26年度末の暫定2車線での開通を目指して整備が進められています。また、平成29年度末には4車線での全線開通の予定です。(本町内には、交差点は16カ所(平面12カ所、トンネル4カ所))</p> <p>今後は、県央の主要都市(前橋市、高崎市、伊勢崎市)と隣接する立地条件とそれを相互に連絡する広域交通の利便性を活かし、沿道や交差点の周辺に買回り品を中心とした集客力の高い商業施設の立地を誘導するとともに、周辺都市の住宅需要の受け皿として新たな住宅地としての土地利用を推進します。</p>
(仮称)高崎・玉村 スマートIC	<p>E T C車専用のインターチェンジで、関越自動車道高崎ジャンクションと藤岡ジャンクションの間に位置し、東毛広域幹線道路(国道354号バイパス)にアクセスする広域交通網の結節点として、平成25年度末の供用開始を目指しています。</p> <p>今後は、(仮称)高崎・玉村スマートIC周辺を、東毛広域幹線道路(国道354号バイパス)の整備とあわせて、広域交通の利便性の活かし、道の駅などの整備による交流人口の増加による交流・連携を推進し、本町の新たな玄関口としてのまちづくりを推進します。</p>



図 (仮称)高崎・玉村スマートIC 完成イメージ



凡 例					
	住宅地		行政界		都市交流拠点
	住宅系構想市街地 (既成市街地)		市街化区域		地域拠点
	住宅系構想市街地 (新市街地)		主な道路		産業拠点
	商業業務地		構想検討路線		産業構想拠点
	沿道サービス地		公園(既存)		交流レクリエーション拠点
	工業地		公園(構想)		商業系土地利用検討地
	工業系構想市街地 (既成市街地)		主な河川		主な公共施設等
	工業系構想市街地 (新市街地)		鉄道・駅		
	農地				
	集落地				
	河川緑地				

図 土地利用施策方針

2. 交通

(1) 基本方針

本町の主要な交通網は、東西方面に東毛広域幹線道路（国道354号バイパス）、国道354号（日光例幣使道）、主要地方道高崎伊勢崎線、主要地方道前橋玉村線、南北方向に主要地方道藤岡大胡線により形成されています。また、本町の西側を通過する関越自動車道に（仮称）高崎・玉村スマートICの整備が行われ、本町の北側に隣接して北関東自動車道（前橋南IC）が位置しています。

また、本町の公共交通として、鉄道は本町内にはありませんが、近隣にJR高崎線新町駅（高崎市）があります。また、前橋市、高崎市、伊勢崎市を結ぶバスが3路線、町内を網羅する乗合タクシー（たまりん）として7路線が運行していますが、自家用自動車への依存が高い状況にあります。このため、引き続き拠点間や地域間を結ぶ道路網の継続的な整備とともに、少子高齢化社会の進展や地球環境問題への対応を踏まえ、住民の移動環境の充実や歩行者・自転車が快適に通行できる空間整備など、人や環境にやさしい交通環境づくりが必要となっています。

こうした状況を踏まえ、今後の交通体系については、広域連携軸による周辺都市との交流・連携強化、都市間連絡軸による町内外の連携強化とともに、少子高齢化や地球環境問題への対応にも配慮し、自動車だけでなく公共交通機関の利用の促進や歩行者・自転車の利便性の向上を図り、誰もが快適で暮らしやすい交通体系づくりを目指します。

〔基本方針〕

活力ある都市活動を支え、快適で暮らしやすいまちを実現する交通環境の構築

〔施策の方針〕

- ① 都市の活力や利便性を高めるバランスのとれた交通網の構築を進めます
- ② 人や環境にやさしい交通環境づくりへの対応を図ります
- ③ 地域特性に応じた交通対策を進めます
- ④ 公共交通機関との連携を進めます

(2) 施策の方針

- ① 都市の活力や利便性を高めるバランスのとれた交通網の構築を進めます

施策の方向1：広域交通網の機能強化

○広域幹線道路

- ・ 周辺の主要都市と本町を結ぶ、東毛広域幹線道路（国道354号バイパス）、国道354号（日光例幣使道）の整備を促進し、交通渋滞の解消や都市間の交流、連携の強化を図ります。

○（仮称）高崎・玉村スマート IC

- ・関越自動車道と東毛広域幹線道路（国道 354 号バイパス）の交差部に計画されている（仮称）高崎・玉村スマート IC の整備を促進し、本町の新たな玄関口として、広域交通網との連携強化を図ります。



整備の進む東毛広域幹線道路
（仮称）高崎・玉村スマート IC 付近

〔参考：玉村町の道路分類〕

○広域幹線道路

都市間や通過交通などの比較的長い移動交通を大量に処理する規格の高い道路で、高速自動車道、国道等が該当する。

- ・高速自動車道：関越自動車道、北関東自動車道（町域外）
- ・国道：東毛広域幹線道路（国道 354 号バイパス）、国道 354 号（日光例幣使道）

○都市間幹線道路・地区幹線道路

隣接市町との連絡や町内の地域間の交通を受け持つとともに、広域幹線道路相互の連絡を受け持つ道路で、主要地方道、都市計画道路（広域幹線道路以外）、主要な町道が該当する。

- ・主要地方道：藤岡大胡線、前橋玉村線、高崎伊勢崎線
- ・都市計画道路
- ・主要町道

施策の方向2：拠点間と日常生活圏の連携強化

○都市間幹線道路・地区幹線道路

- ・拠点間や日常生活圏を連携する主要地方道や都市計画道路、主要町道については、引き続き効率的な整備を図り、交通の円滑化や利便性の向上に努めます。
- ・このうち、長期間未整備な状況にある一部の都市計画道路については、今後の社会経済情勢の見通しや交通量の予測などを踏まえ、必要に応じて路線の見直しを行います。



主要地方道：藤岡・大胡線

○生活交通（路線バス・乗合タクシー）

- ・路線バスや乗合タクシー（たまりん）は、車を運転できない高齢者や児童・生徒などの日常生活の重要な移動手段として、路線の維持を図るとともに、運行ダイヤの改善や連絡性の強化を進めます。また、周辺都市の大型商業施設とのネットワークの充実による利便性の向上への取り組みを進めます。
- ・持続可能な都市づくりに向けて、住民や事業者等による利用増加策などの取り組みによる路線バスや乗合タクシーの需要の低下を食い止め、自家用車に過度に依存しないバランスのとれた交通システムの構築を目指します。



乗合タクシー（たまりん）

② 人や環境にやさしい交通環境づくりへの対応を図ります

施策の方向3：公共交通機関の維持・強化と歩行者・自転車空間の充実

- ・路線バスや乗合タクシーの維持・強化に努めるとともに、都市交流拠点や地域拠点における歩道・自転車空間の充実を進め、人や環境にやさしい交通体系づくりに努めます。
- ・(仮称)高崎・玉村スマート IC の開設による高速バスの運行が期待されることから、新たな公共交通機関として、路線の新設を要請していきます。

施策の方向4：人にやさしい移動環境の創出

- ・歩道の段差解消や歩行者・自転車が快適に通行できる空間整備、街路灯などの交通安全施設の整備を推進し、歩行者・自転車が利用しやすく安全安心な人にやさしい移動環境づくりに努めます。



道路の中央にある歩道

③ 地域特性に応じた交通対策を進めます

施策の方向5：都市交流拠点、地域拠点等の交通対策

- ・都市交流拠点や地域拠点は、多様な都市機能が集積する本町の都市活動の中心を担う地区として、路線バスや乗合タクシーなどの交通結節機能の強化や歩行者・自転車空間の充実に努め、良好な交通環境の創出を図ります。
- ・交流レクリエーション拠点は、玉村町文化センター、群馬県立女子大学、玉村町 B&G 海洋センターなどの本町の文化・教育の交流レクリエーション機能の中核を担う地区として、路線バスの利便性向上や地域間を結ぶ道路網の整備を進めます。



群馬県立女子大学

施策の方向6：交通不便地域の解消

- ・路線バスや乗合タクシーの利用が不便な地域では、地域特性や利用者ニーズに応じた生活交通対策を検討します。

④ 公共交通機関との連携を進めます

施策の方向7：駐車・駐輪施設の充実

- ・(仮称)高崎・玉村スマート IC 周辺や主要なバス停、都市交流拠点などへの駐車場・駐輪場の適正な配置や利便性の向上に努め、高速バス・路線バス・乗合タクシーの公共交通の利用を促し、自動車・自転車交通との連携を進めます。

3. 都市環境・自然環境

(1) 基本方針

本町では、住民の快適な暮らしの向上を図るため、道路・公園・上下水道等の都市基盤の整備を進めています。また、利根川・烏川の良い河川や河川沿いの緑地空間、米や麦に代表される優良な農地といった豊かな自然を有しています。

しかしながら、自動車交通の進展や廃棄物の不法投棄などによる環境汚染は、本町においても例外ではなく、ゴミの減量化やリサイクル活動などの取り組みによる改善効果がみられるものの、地球温暖化対策や資源循環型社会への対応に向けて、さらなる対応が課題となっています。

一方、快適な住民生活の向上に向けて、各種の都市・生活基盤施設を整備していますが、いずれも整備途上にあり、継続的な整備推進が求められています。

こうした状況を踏まえ、本町の特徴でもある自然環境との調和を図りながら、安全安心で快適な都市環境や生活環境の創出に向けた施設整備に努めるとともに、環境負荷の少ない都市環境づくりを図り、自然と共生した人や地球環境にやさしい持続可能なまちづくりを目指します。

〔基本方針〕

自然と共生し安全安心で快適に暮らせる環境づくり

〔施策の方針〕

- ① 環境負荷が少なく安全安心に暮らせるまちづくりを進めます
- ② 良好な自然環境・資源の保全と活用を図ります
- ③ 地域の特性を活かした魅力ある都市環境・生活環境の形成を図ります

(2) 施策の方針

① 環境負荷が少なく安全安心に暮らせるまちづくりを進めます

施策の方向1：防災・防犯・交通安全に配慮したまちづくり

○災害に強いまちづくり

- ・地震や豪雨をはじめとする自然災害や、火災・事故等による様々な大規模災害に関して、「地域防災計画」に基づく総合的な防災対策を実施します。
- ・既存の防災体制を有効に活用して定期的な避難訓練などの防災活動に取り組むとともに、災害時の応急対策活動及び復旧活動等の災害対策を適切に実施します。
- ・大規模災害に対しては、周辺都市や民間事業所との災害時応援協定による広域的な防災体制の構築を検討し、連携・協力による迅速な対応に努めます。
- ・住民への災害時における迅速な避難を促すため、防災無線等をはじめとする災害情報を提供するための通信施設の充実を図るとともに、ハザードマップ等による浸水範囲や避難施設等の避難に関する情報の周知徹底を図り、住民の防災意識の向上に努めます。

- ・防災拠点となる役場や学校等の公共施設の不燃化・耐震化を図るとともに、民間住宅に対しても、耐震性の向上や倒壊に配慮したブロック塀から生垣への誘導に努めます。
- ・都市基盤施設の整備が遅れている地区や、倒壊の恐れや延焼火災の危険性が高い老朽建築物が密集している市街地では、住民等との協働により地区計画などによるまちづくりルールを定め、公園整備や緊急車両の通行に配慮した狭あい道路の解消など、災害に強いまちづくりを計画的に進めることにより防災性の向上に努めます。
- ・都市計画道路や公園緑地は、災害時の避難路や避難地などとしての機能を有することから、計画的かつ効率的な整備を進めます。また、大規模な地震による上下水道、電気、ガス、道路（橋梁）などのライフラインの被害軽減を図るため、耐震性の強化や代替機能の確保に努め、防災性の向上を進めます。

○防犯や交通安全に配慮したまちづくり

- ・通学路などへの街路灯の設置を推進し、日常生活圏における防犯性の向上を図ります。また、通過交通の適正誘導や狭あい道路の解消、空き地等の低・未利用地の管理強化を通して、犯罪や交通事故の未然防止に努めます。
- ・歩行者などの安全確保を図るため、歩道設置の推進やガードレールなどの交通安全施設の整備や交差点改良などの適切な対策を進めます。
- ・防災教室や住民パトロールなどを継続的に実施し、住民の防災・防犯・交通安全に対する意識の向上を図るとともに、自主的な防災・防犯・交通安全組織の強化を図り、住民等との協働による安全安心な体制づくりに努めます。



防災訓練



子供への防犯教室

施策の方向2：環境負荷の少ないまちづくり

- ・美しい自然環境を後世にわたって保全し、環境負荷の少ない地球環境にやさしいまちづくりを目指すため、廃棄物の分別やリサイクル、省エネ活動などの取り組みを広げるとともに、企業や商店、住民一人ひとりの環境にやさしいライフスタイルの実践に向けて、環境基本計画に基づく総合的な環境行政を引き続き進めます。
- ・市街地では、民有林の保全や道路沿道や公園などの緑化の促進を図るとともに、道路の浸透性舗装や保水性舗装等の採用により、雨水の保水貯留機能や路面の照り返しによる気温上昇の抑制を図るなど、地球環境に配慮したまちづくりに努めます。
- ・市街地以外の区域では、農地や河川、河川緑地の保全による保水・遊水機能の維持に努めるとともに、特定環境保全公共下水道の整備を促進し、水質の維持・改善を進めます。

② 良好な自然環境・資源の保全と活用を図ります

施策の方向3：優良な農地や河川、河川緑地の保全・活用

- ・農地や河川、河川緑地の優良な自然環境は、温室効果ガスの吸収や保水・遊水機能、生態系の保全などの多様な機能を有することから、国土利用計画法や農業振興地域の保全に関する法律、河川法、開発許可制度等の法制度の活用により、引き続き保全や活用に努めていきます。

施策の方向4：河川沿岸における親水空間の活用・整備

- ・利根川や烏川の河川沿岸及び河川緑地は、身近にふれあえる水辺空間やバーベキュー、サイクリング等の交流レクリエーション資源として、「東部スポーツ広場公園」「烏川河川敷レクリエーション基地公園」等の活用を図るとともに、河川沿いのサイクリングロードを活かした親水空間の環境整備に努めます。



東部スポーツ広場公園

③ 地域特性を活かした快適な都市環境・生活環境の形成を図ります

施策の方向5：快適な都市環境の創出

○居住環境整備

- ・都市基盤施設の整備が遅れている地区では、住民等との協働による地区計画などのまちづくりルールを定め、計画的な施設整備による居住環境等の改善に努めます。
- ・東毛広域幹線道路(国道354号バイパス)などの交通量の多い幹線道路の整備については、緑化等による緩衝帯を設け、自動車による大気汚染、騒音、振動など周辺地域の生活環境への影響を最小限にとどめるように配慮します。

○上水道

- ・老朽化した配水管等の更新や浄水場などの水道施設の適正な維持・管理・耐震化により、安全で安定した良質な水の供給に努めます。

○下水道

- ・公共下水道及び特定環境保全公共下水道の効率的かつ効果的な整備を推進するため、市街化の動向を配慮して優先的な整備を進めます。
- ・豪雨などによる浸水被害が懸念される地域は、雨水排水設備の整備を進め、浸水被害の防止・低減に努めます。

○ごみ処理施設

- ・安全で安定したごみ処理施設を継続して行うため、クリーンセンターの延命化に向けた大規模改修に努めます。
- ・長期的・広域的視点から、将来に向けた効率的なごみ処理体制のあり方について、周辺自治体と研究・検討します。



クリーンセンター

○公園・緑地等

- ・住民の憩いの場とともに、防災やレクリエーションなどの多様な機能を有する空間として、緑の基本計画の方針に基づき、適正な配置と計画的な整備を進めます。
- ・既設の公園・緑地については、利用者ニーズに合わせてベンチや植栽等を整備するとともに、地域住民の主体的な参加による適正な維持管理を促し、だれもが利用しやすくやすらぎのある環境づくりに努めます。



北部公園

○自転車・歩行者ネットワーク

- ・利根川・烏川の河川沿いのサイクリングロードや東毛広域幹線道路（国道354号バイパス）沿道の緑地空間、主要な公園や幹線道路の歩行者・自転車空間をネットワークさせ、より安全で快適に移動できる環境づくりに努めます。



烏川沿いのサイクリングロード

施策の方向6：都市交流拠点における質の高い都市空間の整備

- ・本町の都市活動の中心を担う都市交流拠点は、本町の中心にふさわしい良質な都市空間を創出するため、都市機能の集積による利便性の向上や公共施設のユニバーサルデザイン化により、誰もが安心して利用できる質の高い環境づくりを目指します。
- ・公共交通の利便性の向上や歩行者・自転車空間の充実により、歩いて暮らせるまちづくりを進めるとともに自動車から公共交通への転換を促し、地球環境にやさしい質の高い拠点の創出に努めます。

施策の方向7：地域特性を活かした協働による環境形成

- ・農地や河川、河川緑地の優良な自然環境の保全とともに、日常の居住環境の向上を図るため、地域の自然・歴史・文化などの地域特性を活かした、住民等との協働によるまちづくりを進めます。
- ・道路や河川、公園等における住民等との協働による緑化活動や美化活動を促進するため、緑化推進助成制度や関連団体への支援を推進し、良好な都市環境の維持管理を進めます。

4. 景 観

(1) 基本方針

本町は、優良な農地や利根川や烏川の美しい自然環境をはじめ、国道 354 号（日光例幣使道）の旧宿場町としての趣や玉村八幡宮、軍配山古墳等の歴史文化資源など多くの景観資源を有しています。

こうした多様な景観資源は、郷土や風土への愛着や親しみを感じられる原風景であり、住民共有の財産として次世代へ引き継いでいくことが求められています。

一方、幹線道路沿いの屋外広告物の乱立や不統一性、不法投棄による農地や河川緑地の荒廃など、規制や誘導を強化していくべき事項もみられ、良好な景観形成に向けては、これら景観阻害要因の改善を含めた取り組みが必要となっています。

こうした状況を踏まえ、公共建築物等の形態・色彩等の誘導、屋外広告物の規制、秩序ある土地利用を進めるとともに、住民等と協働による取り組みにより、豊かな自然と歴史文化を活かした玉村町らしい魅力ある街並み・景観づくりに努めます。

〔基本方針〕

地域の資源や個性を活かした美しいふるさとづくり

〔施策の方針〕

- ① 玉村町らしい原風景や良好な自然景観の維持・継承を図ります
- ② 地域の特性を活かした市街地景観の形成を進めます
- ③ 協働による景観形成の取り組みを進めます

(2) 施策の方針

① 玉村町らしい原風景や良好な自然景観の維持・継承を図ります

施策の方向 1：ふるさとを感じられる自然や歴史的景観等の保全と活用

・市街地周辺の美しい農地・集落地の景観、軍配山古墳や玉村八幡宮の歴史文化景観、利根川・烏川沿いの水辺景観や河川緑地景観など、玉村町らしいふるさとを感じられる原風景の維持・継承に努めます。

・利根川、烏川の連続した水と緑については、やすらぎやうるおいを感じられる空間として、水辺景観、河川緑地景観の創出や保全に努めます。

・国道 354 号（日光例幣使道）の沿道にみられる旧街道の趣のある景観資源の保全を図るとともに、これらの歴史文化景観を活かしたまちづくりに努めます。

・大規模建築物については、形態や色彩等の適正な誘導を図り、自然景観や歴史景観の共生に努めます。



玉村八幡宮

② 地域の特性を活かした市街地景観の形成を進めます

施策の方向2：各拠点における特色ある景観づくり

- ・都市交流拠点については、本町の都市機能の中心を担う地域であり、町内外から多くの人々が訪れる空間であることから、本町の中心にふさわしいシンボリックな市街地景観の創出に努めます。
- ・交流レクリエーション拠点については、周辺の農地・集落地と調和した自然共生型の景観形成に努めます。
- ・東毛広域幹線道路（国道354号バイパス）や主要地方道藤岡大胡線等の幹線道路の沿道は、多くの住民や町外からの来訪者の目に触れる機会の多い空間であるため、景観計画や景観条例の策定等による屋外広告物等の規制・誘導を検討するとともに、道路沿道の緑化を推進するなど、周辺の自然環境に調和した良好な沿道景観の形成を図ります。



県立女子大学周辺の桜並木

施策の方向3：日常生活圏におけるやすらぎのある身近な景観づくり

- ・市街地や集落地では、統一感のある街並みの形成に努めるとともに、社寺林・屋敷林などの活用や生垣の保全などにより、やすらぎのある景観の創出を図ります。
- ・工業地では、周辺緑地の保全や緑化を進め、周辺の農地・集落地景観と調和した市街地景観の創出を図ります。

③ 協働による景観形成の取り組みを進めます

施策の方向4：緑化の推進や美化などの取り組みへの支援

- ・幹線道路沿いの景観の阻害要因である違法看板の撤去や住民等との協働による緑化活動や美化活動を促進し、周辺景観と調和した沿道景観の創出を図ります。
- ・誰もが住みたくなる街並みづくりや愛着のわく地域づくりを目指して、住民等との協働による地区計画や緑化協定などの導入を検討し、住宅地の生垣や公園、河川等の緑化を推進するとともに緑化活動や美化活動への取り組みを支援します。



道路沿道の未利用地を活用した緑化活動

施策の方向5：景観への意識の醸成と景観形成のためのルールづくり

- ・景観資源の掘り起こしや写真コンクール・コンテストなどのイベントを通じ、景観に関する意識の向上に努めます。
- ・緑の基本計画の推進を図るとともに、景観条例や景観法に基づく景観計画の策定を検討し、緑化や景観形成のルールづくりを進め、住民等との協働による景観形成を進めます。



凡例					
	都市交流拠点		沿道景観軸		行政界
	地域拠点		市街地景観		主な道路
	産業拠点		農地・集落地景観		構想検討路線
	産業構想拠点		河川緑地景観		鉄道・駅
	交流レクリエーション拠点		水辺景観		主な公共施設等
			歴史文化景観		
			歴史文化資源		

図 景観施策方針